

令和6年 第7回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月24日（水）午後1時30分から午後2時11分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (1人)

委員	9番	小林秀男
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長		高橋利彰
農地調整係	係長	荻原美江
	主査	峯 裕江
	主査	安在亮人
	主事補	柿沼誠一郎
	主事補	島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和6年第7回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届け出のあった欠席委員は、議席番号9番 小林秀男委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。
議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第7回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号6番 小関昭男委員、議席番号14番 澁江修身委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年7月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年7月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条772番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕耘機1台、管理機2台、培土機2台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条773番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.5km、所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、羊40頭、トラクター2台、植栽機1台、芋堀機1台を所有しております。主な経営作物は、そば、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は365日です。検討事項6項目につきましては、6番につきまして、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結

果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条774番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は6.0km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、耕耘機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は170日です。検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条775番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は2.2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、小型耕耘機1台、草刈機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜、果樹となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。検討事項6項目につきましては、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果、問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号 3条772番と774番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。

3条772番について、審査会班長をお願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

7月17日に5名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、所有権の移転2筆の申請になります。申請人は、以前より申請地を管理しており、野菜をスーパーマーケットへ出荷していたということです。今回、所有者から農地を売却したいと申出があったことから、正式に農地を取得し、野菜を中心に営農していく予定となっております。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、1名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、野菜の栽培を行っていき、これまでと同様にスーパーマーケット等へ直接出荷する予定となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

次に3条774番について、審査会班長お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

7月17日に、6名が出席して審査会を行いました。本申請につきましては、所有権の移転2筆の申請になります。申請人は、以前より農業に興味があり、野菜を作ってきました。今回、本格的に農業を始めるため、農地を取得し、野菜を中心に営農していく予定となっています。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、夫婦と兄の3名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、野菜の栽培を行っていき、スーパーマーケットや直売所への出荷も予定しております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

以上で審査会の結果の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年7月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 5条1095番について、調査班をお願いします。

調査班

5条1095番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は、第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できるです。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号非農地証明願についてを議題といたします。事務局をして議案3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年7月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号非農地538番について、調査班をお願いします。

調査班

非農地538番について報告いたします。

願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年7月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係の5番について、議席番号7番 深澤雄二委員が、議事参与の制限に該当します。5番について審議します。深澤雄二委員の退室をお願いします。

(深澤委員 退室 13:57)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の5番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第4号 利用権設定関係の5番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

深澤雄二委員の入室をお願いします。

(深澤委員 入室 13:57)

次に、利用権設定関係の5番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。利用権設定関係の5番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第4号 利用権設定関係の5番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和6年7月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

利用権設定関係の2番から5番について、議席番号14番 澁江修身委員が、議事参与の制限に該当します。2番から5番について審議します。澁江修身委員の退室をお願いします。

(澁江委員 退室 14:01)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の2番から5番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号利用権設定関係の2番から5番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。澁江修身委員の入室をお願いします。

(澁江委員 入室 14:02)

次に、利用権設定関係の1番と6番の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の1番と6番の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号利用権設定関係の1番と6番の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の決定についてを議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年7月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図素案の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案について別紙のとおり決定することに、意見を求めます。

令和6年7月24日 佐野市農業委員会会長。

農業経営基盤強化促進法第19条の規定により、市町村が策定することとなっている地域計画について、目標地図の素案の作成を農業経営基盤強化促進法第20条に基づき佐野市長から依頼されています。目標地図の素案については、農地台帳を基に作成した現況地図、担い手の耕作地を色付けしたものにアンケート調査等を行い、既に作成されていた人・農地プランの結果を反映し、昨年度12月から3月にかけて各地区で行った座談会での意向をもとに修正したものとなっています。38地区の目

標地図について、総会に議案として諮り承認後佐野市農政課に提出することとなっています。また、地域計画については、令和6年度末で一度策定されますが、内容については毎年見直しを行う予定と聞いています。

提出後は佐野市農政課にて地域計画の目標地図を作成することとなりますが、今回上程している議案については、あくまで目標地図の素案になります。今後、地域計画のエリアに農業振興地域内の農用地区域外、白地を入れないといった変更が考えられ、実際の目標地図については、今回皆様に見ていただいているものとは異なったものになると思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号について、別紙のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第7号については、別紙のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第7回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時11分閉会